

株主総会②——決算・監査

伊藤昌夫 弁護士

一 はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大により上場会社の決算・監査業務に遅延が生じた場合、決算発表、有価証券報告書の提出などへの影響を検討する必要があります。

金融庁は、二〇二〇年二月一〇日、「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」(以下「金融庁公表文」という)を公表し(注一)、また、各金融商品取引所も、同日、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」を公表した(以下「取引所公表文」という)(注二)。

そこで、本稿では、金融商品取引所の上場会社を念頭に、新型コロナウイルス感染症により決算・監査業務に影響が生じた場合の実務上の対応を、金融庁および金融商品取引所の公表内容も踏まえ概説する。なお、本稿執筆時点は二〇二〇年三月五日である。

(注一) <https://www.fsa.go.jp/news/1/sonota/20200210.html>
(注二) <https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html> 参照。

二 決算短信等の開示

決算短信については、遅くとも決算

期末後四五日以内に開示を行うことが適当であり、決算期末後三〇日以内の開示がより望ましいとされており、また、決算内容の開示時期が決算期末後五〇日を超えることとなった場合には、決算内容の開示後遅滞なく、その理由等を開示することとされている(注三)。

その上で、取引所公表文は、新型コロナウイルス感染症の影響によりすみやかに決算内容を確定することが困難となった場合、四五日以内などの時期にとられず確定次第開示することで差し支えないとした上で、大幅に確定時期が遅れることが見込まれる場合は、その旨(および確定時期の見込みがある場合にはその時期)の適時開示の検討を要請している。

このほかにも、取引所公表文は、事業活動等への影響や業績予想に関する適時開示実務上の取扱いを整理しており、参照されたい。

三 会社法上の決算・監査スケジュール

計算書類および連結計算書類は、会

計監査人および監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会、以下同じ)の監査を受けた後、取締役会の承認を受ける必要がある(会社法四三六条二項・三項、四四四条四項・五項)。原則として、会計監査人の監査報告(会計監査報告)の内容の通知期限は、計算書類および連結計算書類の受領日から四週間経過した日であり(会社計算規則二〇〇条一項一号・三号)、また、監査役会の監査報告(監査報告)の内容の通知期限は、会計監査報告の受領日から一週間経過した日である(同規則一三二条一項一号・二号)。

そして、計算書類、その監査報告および会計監査報告ならびに連結計算書類は、定時株主総会の招集通知の際に株主に提供する必要がある(会社法四三七条、四四四条六項)、当該招集通知は定時株主総会の日(二週間前までに株主に発送する必要がある(同法二九九条一項)。また、計算書類およびその附属明細書ならびにそれらの監査報告および会計監査報告は、定時株主総会の日(二週間前)の日から本店等に備え置く必要がある(同法四四二条一項一号)。

したがって、決算・監査業務の遅延により会計監査人および監査役への計算書類等の提供が遅れ、あるいは監査報告または会計監査報告の受領が遅れた場合、計算書類等の株主への提供等を、定時株主総会の予定日から二週間前までにすることができなくなる可能性が生じる。

会計監査人および監査役への計算書類等の提供が遅れ、あるいは会計監査

報告や監査報告の受領が遅れても、計算書類等の株主への提供等に向けた他の手続の期間を短縮することにより定時株主総会を予定どおり開催することが可能となる余地がある。しかし、これらの対応が不可能な場合、定時株主総会の開催の延期を検討する必要がある。

四 有価証券報告書の提出期限の延長

有価証券報告書(以下「有報」という)は、事業年度終了後三カ月以内に提出する必要がある(金融商品取引法(以下「金商法」という)二四一条一項、上場会社法が当該法定期限までに有報を提出しなかった場合、その株式は「監理銘柄(確認中)」に指定され、法定期限の経過後一カ月以内に有報を提出しなかった場合、原則として上場廃止となる(東京証券取引所有価証券上場規程六〇一条一項一〇号、六一〇条、同規程施行規則六〇五条一項一三号等)。

しかし、やむを得ない理由により法定期限までに有報を提出できないと認められる場合、あらかじめ所管の財務局長の承認を受けた期間、有報の提出期限が延長される(金商法二四一条一項二号)。金融庁公表文は、「今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中国子会社への監査業務が継続できないなど」を、「やむを得ない理由」と認められる例として挙げており、このような場合、有報の法定提出期限が到来する前に、提出期限の承認申請書(企業内容等の開示に関する内閣府令一五一条の二第一項)を提出することを、所管の財務(支)局に相談すべきである。(いとう・まさお)